

史跡秋田城跡整備基本計画改訂支援業務委託に係る  
公募型指名競争入札のお知らせ

史跡秋田城跡整備基本計画改訂支援業務委託事業者を入札により決定します  
ので、次のとおり入札参加希望者を公募します。

令和7年4月16日

秋田市長 沼谷 純

1 詳細および条件等

別添「史跡秋田城跡整備基本計画改訂支援業務委託仕様書」のとおり  
です。

2 入札参加申込み等に係る日程

(1) 受付期間

令和7年4月16日から令和7年4月25日まで  
※午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

秋田城跡歴史資料館（秋田市寺内焼山9番6号）

(3) 指名通知および非指名通知

令和7年5月2日までに電子メール等により通知します。

(4) 入札日時および場所

令和7年5月20日午後3時から秋田城跡歴史資料館（秋田市寺内  
焼山9番6号）で執行します。再入札の場合は、別で通知します。

(5) 入札保証金

入札金額の 5 / 100 以上（1円未満切上）

ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号および第2号の規定  
（※）のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。

第1号に該当する場合は入札保証保険契約に係る書類の写しを、  
第2号に該当する場合は業務実績調書および契約書等の写しを入  
札参加申込みの際に提出してください。

※第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入  
札保証保険契約を締結したとき。

第2号：入札参加者が過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(6) 契約締結期限

令和7年5月26日までを予定。

ただし、再入札等となった場合は、この限りではありません。

3 入札参加資格

応募する方は、次に掲げる全ての条件を満たすこと。

- (1) 過去に秋田市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と東北地方における古代の国指定史跡の整備計画に関する業務委託の契約を締結し、これを誠実に履行した実績を有する者であること。
- (2) 本社が所在する市町村税に滞納がないこと。
- (3) 秋田市税に滞納がないこと。
- (4) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

4 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 入札参加申込書

イ 商業登記簿謄本又は法人登記事項証明書

ウ 業務実績調書

エ 業務実績調書に関する契約書および整備計画書等の写し

オ 申込み時点で次の市町村税に滞納がないことを証明する書類（納税証明書又は完納証明書、固定資産のない場合は資産なし証明書）

(ア) 本社が所在する市町村の法人住民税（直近年度のもので個人事業者は個人住民税）

(イ) 本社が所在する市町村の固定資産税（直近年度のもの）

(ウ) 秋田市の法人市民税（直近年度のもので個人事業者は個人市民税）

(エ) 秋田市の固定資産税（直近年度のもの）

カ 誓約書

キ 入札保証保険契約に係る書類の写し（秋田市財務規則第109条第1項第1号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ）

ク 様式ア、ウ、カについては、秋田城跡歴史資料館のホームページから入手してください。

ケ 各証明書は参加申込日から3か月以内に発行されたもので写し可。

コ 入札参加申込書等は持参又は郵送によることとし、電送によるものは受付しません。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留の取扱いで、令和7年4月25日午後5時まで（必着）に秋田城跡歴史資料館へ送付してください。

サ 入札保証金の納付方法については、指名通知にてお知らせします。

## (2) 指名および非指名通知について

入札参加希望者のうち入札参加資格を満たしている方に指名通知を行い、資格審査結果により指名されない場合はその旨を通知します。

## (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

イ 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を記載してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とします。

エ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定しますので、最低制限価格より低い入札をした方は落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した方のうち、最低の価格をもって入札した方を落札

者とします。

オ 全ての参加者が入札書を郵送により提出した場合の入札書の開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとします。

オ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を一回に限り行います。入札書を郵送により送付した参加者がいる場合、再度の入札日は別で定め、入札参加者に通知します。

カ 落札者となるべき同価格の入札が複数の場合は、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できません。また、入札書を郵送により送付した場合で、開札に立ち会わない方がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

キ 入札書等は当日持参又は郵送とします。郵送する場合は、件名および入札書在中の旨を表記した封筒に入札書を封入の上、さらにこれを封書にして一般書留又は簡易書留の取扱いで、令和7年5月20日正午まで（必着）に秋田城跡歴史資料館へ送付してください。

ク 当日入札書等を持参する方は、入札書および入札に使用する印鑑（代理人の場合は代理人の使用印鑑）を持参してください。

ケ 代理人が入札する場合には委任状を提出してください。

コ 入札書および委任状は秋田城跡歴史資料館のホームページから入手してください。

サ 落札決定後の辞退はできません。

## 5 その他

- (1) 入札参加申込書等の作成時に係る費用は、申込者の負担とします。
- (2) 提出された入札参加申込書等は返却しません。

問合せ先

〒011-0907 秋田市寺内焼山9番6号  
秋田市観光文化スポーツ部 秋田城跡歴史資料館  
管理運営担当 電話018-845-1837